

令和元年第4回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和元年12月4日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	平成30年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	7
報 告	2	平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	11
報 告	3	平成30年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	15
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	19
議 案	2	泉南市公平委員会委員の選任について	21
議 案	3	泉南市固定資産評価員の選任について	23
議 案	4	裁判上の和解について	25
議 案	5	裁判上の和解について	29
議 案	6	泉州南消防組合理約の変更に係る協議について	33
議 案	7	会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	35
議 案	8	泉南市入湯税賦課徴収条例の制定について	45

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	9	泉南市企業立地促進条例の制定について	49
議 案	10	泉南市下水道事業の設置等に関する条例について	57
議 案	11	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	12	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	65
議 案	13	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	69
議 案	14	泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75
議 案	15	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	77
議 案	16	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	79
議 案	17	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	81
議 案	18	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議 案	19	泉南市国民健康保険条例の制定について	85
議 案	20	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	113

議案	21	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案	22	令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）	119
議案	23	令和元年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第2号）	143
議案	24	令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	151
議案	25	令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	161
議案	26	平成30年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	27	平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	28	平成30年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	29	平成30年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	30	平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	31	平成30年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	32	平成30年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案	33	平成30年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	34	平成30年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	35	平成30年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	36	平成30年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	37	平成30年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	38	平成30年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	39	平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	40	平成30年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	41	平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	42	平成30年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	43	平成30年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
議 案	44	平成30年度泉南市水道事業会計決算認定について	別冊

平成30年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成30年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.93)	— (17.93)	11.2 (25.0)	108.5 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第10号
令和元年8月13日

泉南市長 竹中勇人様

泉南市監査委員 市橋直子
泉南市監査委員 田畑仁

平成30年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、平成30年度泉南市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成30年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.93
② 連結実質赤字比率	—	—	17.93
③ 実質公債費比率	12.0	11.2	25.0
④ 将来負担比率	104.9	108.5	350.0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は11.2%となっており、早期健全化基準の25.0%未満である。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は108.5%となっており、早期健全化基準の350.0%未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 3 0 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成 3 0 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	2 0 . 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第11号

令和元年8月13日

泉南市長 竹中勇人様

泉南市監査委員 市橋直子

泉南市監査委員 田畑 仁

平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成30年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成30年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第12号
令和元年8月13日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市監査委員 市橋 直子
泉南市監査委員 田畑 仁

平成30年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度泉南市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成30年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成30年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市内
氏 名 藪内 進（やぶうち すすむ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 自営業

提案理由

教育委員会委員藪内進氏は、令和元年12月24日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

藪内 進 氏 経歴

昭和56年	3月	京都産業大学法学部法律学科卒業	
同	56年	3月	株式会社太陽入社
平成	4年	6月	株式会社渡守建設入社
同	14年	9月	保護司
同	14年	11月	三井住友海上火災保険株式会社代理店開業（現在に至る）
同	15年	4月	泉南市交通対策指導員（現在に至る）
同	22年	9月	泉南市教育委員会委員（現在に至る）

議案第2号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市外
氏 名 佐野 隆久（さの たかひさ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 弁護士

提案理由

公平委員会委員佐野隆久氏は、令和元年12月23日をもって任期満了となるが、最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第2号参考

佐野 隆久 氏 経歴

昭和58年 3月	同志社大学法学部法律学科卒業
同 58年 4月	大阪府事務吏員採用
平成10年10月	司法試験合格
同 11年 3月	大阪府退職
同 12年10月	大阪弁護士会登録、近畿中央法律事務所勤務
同 13年 1月	弁理士登録
同 14年 4月	近畿中央法律事務所退職
同 14年 5月	佐野・吉田法律特許事務所を開設
同 16年11月	税理士登録
同 20年11月	南森町佐野法律特許事務所に名称変更
同 23年12月	泉南市公平委員会委員就任（現在に至る）

議案第3号

泉南市固定資産評価員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市内
氏 名	山上 公也（やまがみ まさや）
生年月日	○年○月○日
職 業	地方公務員

提案理由

山上公也氏を泉南市固定資産評価員として最適者と認め選任したいので、提案するものである。

議案第3号参考

山上 公也 氏 経歴

昭和63年	3月	関西学院大学法学部法律学科卒業
同 63年	4月	泉南市採用
平成22年	4月	総務部人事課長兼行財政改革推進室参事
同 25年	4月	総合政策部人事課長兼行財政改革推進・財産活用室参事
同 27年	4月	総務部参事兼財政課長兼行革・財産活用室参事
同 29年	4月	総務部長
同 30年	7月	総務部長兼行革・財産活用室長（現在に至る）

議案第4号

裁判上の和解について

大阪地方裁判所岸和田支部平成31年(○)第○号建物収去土地明渡請求事件について、次のとおり裁判上の和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 原告

泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

2 被告

〇〇 〇〇 (泉南市内)

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地(泉南市〇〇〇〇番。以下「本件土地」という。)を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件土地の明渡しを、(4)に定める支払期日まで猶予する。
- (3) 原告は、被告に対し、本件土地を、泉南市議会において承認されることを条件として代金697万円で売り、被告は

これを買受ける。

- (4) 被告は、原告に対し、泉南市議会の会期の属する月の翌月末日または令和2年2月29日のうち、いずれか遅く到来する期日限り、被告が、原告から、(5)の所有権移転登記手続きを受けるのと引換えに、(3)の代金を支払う。
- (5) 原告は、被告に対し、被告から(4)の支払を受けるのと引き換えに、被告に対し、本件土地につき、(4)の支払日の売買を原因とする所有権移転登記手続きをする。なお、登記手続費用は被告の負担とする。
- (6) 被告は、本件土地を現状有姿のまま異議なく買受けるものとし、原告は、本件土地に瑕疵ある場合にも、担保の責を負わないものとする。
- (7) 被告は、(4)の支払期日から5年間、本件土地を自己の店舗兼居住用に供しなければならない。以下に以下の行為をしてはならない。
 - ① 本件土地上に自己の店舗兼居住用以外の建物を建築すること。
 - ② 本件土地の全部または一部について所有権を移転し、または地上権、質権もしくは抵当権その他の担保を目的とする権利、使用借権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定しもしくは移転すること。
- (8) 原告は、被告が(7)に定める期間中に、(7)①又は②に定める行為をしたとき、(3)に定める価額で本件土地を買い戻すことができる。
- (9) (8)により原告が本件土地を買い戻した場合、被告は、原告に対し、(4)の支払期日から本件土地を原告に引き渡すまでの期間に対応する使用料相当損害金を支払うものとする。
- (10) 被告が(4)の支払期日までに、(3)に定める代金の支払を一部でも怠った場合、被告は、原告に対し、(4)の支払期日の翌日限り、本件土地上の被告所有建物を収去して、本件土地を明け渡す。
- (11) 原告が本件土地の周辺で建物取り壊し、又は測量等を行う場合、被告はこれに異議を述べず、必要な協力をすることを約する。
- (12) 原告及び被告は、本和解条項の内容を、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。

- (13) 原告及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (14) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 被告は、泉南市樽井地区財産区財産である本件土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者で、当該建物に居住しているところ、原告は去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、使用する当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（○）第○号）。
- (2) 以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年11月に調停不成立となった。
- (3) その後、原告は平成30年第4回泉南市議会定例会にて承認を得て、被告に対し本件土地上に存在する被告所有の建物を収去し本件土地を明け渡せとの判決を求める訴えを大阪地方裁判所岸和田支部に提起した。
- (4) 令和元年10月18日、本市議会の承認を得ることを条件として、被告と和解が成立する運びとなった。

議案第5号

裁判上の和解について

大阪地方裁判所岸和田支部平成31年（○）第○号建物収去土地明渡請求事件について、次のとおり裁判上の和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 原告

泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

2 被告

○○ ○○

3 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番。以下「本件土地」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件土地の明渡しを、令和2年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告は、令和2年4月1日限り、本件土地上に存在する建物（以下「本件建物」という。）の所有権を放棄する。

- (4) 被告は、令和2年4月1日限り、本件建物から退去して、本件土地を明け渡す。
- (5) 被告は、(4)の明渡しの際、本件建物内の動産、本件土地上に存する庭石、樹木、その他一切の工作物を全て撤去する。
- (6) 被告は、(4)の明渡しの際に、本件建物内に残置した動産、本件土地上に存する庭石、樹木、その他一切の工作物については、その所有権を放棄し、原告が自由処分することに異議がない。
- (7) 被告は、本件建物が収去された後、責任をもって本件建物の建物滅失登記手続を行う。
- (8) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自負担する。

4 事件の概要

- (1) 被告は、泉南市樽井地区財産区財産である本件土地上に無権原で建てた本件建物に長年居住してきたところ、原告は去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、使用する当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（○）第○号）。
- (2) 以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年10月に調停不成立となった。
- (3) その後、原告は平成30年第4回泉南市議会定例会にて承認を得て、被告に対し本件土地上に存在する本件建物を収去し本件土地を明け渡せとの判決を求める訴えを大阪地方裁判所岸和田支部に提起した。
- (4) 令和元年10月16日、本市議会の承認を得ることを条件として、被告と和解が成立する運びとなった。

議案第 6 号

泉州南消防組合格約の変更に係る協議について

泉州南消防組合格約（平成 24 年 1 月 14 日許可）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により泉佐野市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町と協議するにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉州南消防組合格約中の負担金に関する規定の一部を変更する必要があるため、3 市 3 町で協議するにあたり議会の議決を求めるものである。

泉州南消防組合格約の一部を変更する規約

泉州南消防組合格約（平成24年11月14日許可）の一部を次のように変更する。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項の負担金（次項に定めるものを除く。）の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額割、消防需要額割及び均等割とし、それぞれの割合にあつては関係市町の長の協議により別に定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 7 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

会計年度任用職員の給与等に関する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関し所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－第15条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償（第16条－第24条）

第4章 雑則（第25条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(給与、旅費及び費用弁償の支給方法)

第3条 給与、旅費及び費用弁償は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第1に掲げる一般職給料表を準用する。

(号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当)

第6条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第7条 給与条例第15条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(給料の減額)

第8条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日等を除く。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇によ

る場合その他その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第9条 給与条例第17条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ同条例第3条により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、同条4項中「勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と読み替えるものとする。

(休日給)

第10条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条の規定に基づき日曜日」とあるのは、「日曜日」と、「週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と、「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(端数計算)

第11条 次条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び前条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に12を乗じ、その額を当該フルタ

フルタイム会計年度任用職員について定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額とする。

(期末手当)

第13条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年泉南市条例第15号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(旅費)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、泉南市職員旅費条例(昭和31年泉南市条例第7号。以下「旅費条例」という。)の例により、旅費を支給する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償

(基本報酬)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬（正規の勤務時間に対する報酬をいう。以下同じ。）の額は時間額で定めるものとし、基準月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額とする。

2 前項の基準月額とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員について定める勤務時間と同一であるとした場合において、第4条及び第5条の規定を適用した時に決定される号給に応じた給料月額に、当該額の100分の6を乗じて得た額を加算した額とする。

（通勤に係る費用弁償）

第17条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するとき、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第15条の4第2項から第6項までの規定の例による。

3 前項の規定に関わらず、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条の4第1項第2号に定める通勤手当の支給要件に該当し、かつ、正規の勤務時間による平均1箇月当たりの通勤所要回数が15回に満たない者についての通勤に係る費用弁償の額は、通勤回数を考慮して規則で定める。

（超過勤務に係る報酬）

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間外に勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲

げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に関する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(報酬の端数計算)

第20条 第18条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額とする。

(期末手当)

第22条 給与条例第23条から第23条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)」において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職

し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日) 以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務に係る報酬)

第23条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、旅費条例の例による。

第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第25条 給与条例第12条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(退職者の給与その他の給付)

第26条 法第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和32年条例第20号)第1条の2の規定により会計年度任

用職員が休職にされたときは、その休職の期間中、第2条に規定する給与は支給しない。

(外国語指導助手等の報酬等)

第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業により外国語指導助手、国際交流員又はスポーツ国際交流員（以下「外国語指導助手等」という。）として任用される者の報酬は、月額とし、280,000円以上330,000円以下とする。

2 前項に定めるもののほか、外国語指導助手等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

2 第13条第1項及び第22条第1項の規定により準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

議案第 8 号

泉南市入湯税賦課徴収条例の制定について

泉南市入湯税賦課徴収条例を別紙のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

（仮称）泉南市営りんくう公園内に温泉を有する施設（合宿所）が新設されることに伴い、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 0 1 条の規定に基づき、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市入湯税賦課徴収条例

(課税の根拠)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の規定に基づき、入湯税を課する。

2 入湯税の賦課徴収について、法令及び泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(入湯税の納税義務者等)

第2条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第3条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に基づいて設置された施設に入湯する者

(入湯税の税率)

第4条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊する者 150円
- (2) 宿泊しない者 75円

(入湯税の徴収の方法)

第5条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第6条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書により納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第7条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第8条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定によって申告した者は、その申告した事項に異動があつた場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければな

らない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第9条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号

泉南市企業立地促進条例の制定について

泉南市企業立地促進条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

本市への企業の立地を推進し、経済の活性化及び新たな雇用の創出を図ることにより、市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的とし、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の経済の活性化及び市民生活の向上に資するため、企業の立地を行う事業者に対し奨励措置を講ずることにより、産業振興及び新たな雇用の創出を図り、もって市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 営利を目的とする事業をいう。
- (2) 事業者 事業を実施している法人又は個人をいう。
- (3) 事業所 事業者が自己の事業の用に直接供する事務所、工場その他の施設をいう。
- (4) 土地 市内において自己の事業の用に直接供する土地（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号に規定する土地をいう。）をいう。
- (5) 家屋 市内において自己の事業の用に直接供する家屋（地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。）をいう。ただし、規則で定める家屋を除く。
- (6) 取得 事業者が不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従い登記を行い、市内に土地又は家屋を取得することをいう。
- (7) 賃借 事業者が土地を賃借することをいう。

- (8) 新設 新たに市内に家屋を取得し事業所を設置することをいう。
- (9) 建て替え 市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の全部又は一部を滅失させ、新たに家屋を取得することをいう。
- (10) 増設 市内に事業所を有する事業者が、家屋の取得により当該事業所を拡張することをいう。
- (11) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (12) 土地所有者 事業所を新設、建て替え又は増設する事業者に対して、自己の所有する土地を賃貸する者をいう。
- (13) 新規正規従業員 事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された正規従業員（期間に定めがない労働契約により雇用された従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。）であって、市内に住所を有する者をいう。
（対象事業者）

第3条 この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であって、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から規則で定めるいずれかの事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。

（指定事業者）

第4条 対象事業者は、第6条の奨励及び助成措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し申請を行い、その指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定するものとする。

3 市長は、指定事業者の指定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(指定事業者の役割及び責務)

第5条 指定事業者は、市内における産業の振興その他の本市の経済の活性化を図る取組に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、操業を開始後7年以上操業しなければならない。

3 指定事業者は、奨励及び助成措置を受けた事業所（以下「対象事業所」という。）において新たに従業員を雇用するときは、市内に住所を有する者を優先して雇用するよう努めなければならない。

4 指定事業者は、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、騒音、公害等の防止等について、法令で定める適正な措置を講じなければならない。

5 指定事業者は、市民の理解と協力を得て、本市の特性を活かしつつ、地域社会、市民生活、環境との調和を図りながら事業を運営しなければならない。

(奨励及び助成措置)

第6条 市長は、次の各号に掲げる指定事業者及び土地所有者に対し、当該各号に定める奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 指定事業者 次条に規定する立地促進奨励金、第8条に規定する雇用促進奨励金及び第9条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金

(2) 土地所有者 第10条に規定する土地活用促進奨励金

(立地促進奨励金)

第7条 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。

(雇用促進奨励金)

第8条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき10万円を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。

(水道料金又は下水道使用料助成金)

第9条 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、水道料金又は下水道使用料のいずれかに10分の1を乗じて得た額を水道料金又は下水道使用料助成金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

(土地活用促進奨励金)

第10条 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。ただし、その額が500万円を超えるときは、500万円とする。

(奨励金等の交付対象期間等)

第11条 立地促進奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して5年度の間とする。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付の対象となる時点は、操業開始日から2年を経過した日（以下「基準日」という。）とする。

3 土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日以後、固定資産税及び都市計画税が初めて課されることとなる年度から起算して2年度の間とする。

(交付申請)

第12条 指定事業者は、立地促進奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付を受けようとする指定事業者は、基準日以後、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 土地活用促進奨励金を受けようとする土地所有者は、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税及び都市計画税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金等の交付決定)

第13条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨励金等を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をし、奨励金等を交付するものとする。

2 市長は、奨励金等の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金等の交付を決定したときは、その決定の内容（前項の規定により条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）を申請者に対し通知するものとする。

(交付決定を受けた指定事業者の義務)

第14条 前条の規定により奨励金等の交付決定を受けた指定事業者は、次条に規定する市長の承認を得た場合を除き、指定事業者として指定を受けた当初の業種を変更し、又は当該交付決定に係る土地及び家屋について他の用途への利用等を行ってはならない。

(申請内容の変更等)

第15条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請を行い、その承認を得なければならない。

(1) 第4条第2項の規定により申請を行った内容に変更が生じたとき。

(2) 第11条第1項に規定する奨励金の交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を承認するかどうかを決定し、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(届出)

第16条 指定事業者は、対象事業所において操業を開始したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定又は交付決定の取消し)

第17条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定又は当該指定事業者に対して行った奨励金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 第15条に規定する市長の承認を得た場合を除くほか、交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(2) 対象事業所において第3条第1項に規定する規則で定める事業のいずれも行わなくなったとき。

(3) 第3条第2項に該当すると認めるとき。

(4) 第4条第3項若しくは第13条第2項の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 第5条に規定する指定事業者の役割及び責務を著しく欠くと市長が認めるとき。

(6) 市税を滞納したとき。

(7) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金等の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金等を交付することがこの条例の目的に反するものであると認めるとき。

(奨励金等の返還)

第18条 市長は、前条の規定により奨励金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に指定事業者に対し奨励金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(地位の承継)

第19条 相続、譲渡、合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、当該指定に係る土地及び事業所において、指定事業所と同様の事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告の聴取等)

第20条 市長は、指定事業者、土地所有者に対し、この条例に基づく奨励及び助成措置を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告又は調査により、是正の必要があると認められるときは、指定事業者、土地所有者に対し、必要な措置を講じるよう命じることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(泉南市企業誘致促進条例の廃止)

2 泉南市企業誘致促進条例（平成11年泉南市条例第11号）は、廃止する。

(泉南市企業誘致促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の泉南市企業誘致促進条例の規定に基づき奨励金の交付決定を受けている企業に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議案第10号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例について

泉南市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規則等を適用するに当たり、公共下水道事業の設置等に関する事項を定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定める処理区域とし、下水道事業の処理人口は、当該事業計画において定める処理人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為の確認に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(泉南市特別会計条例の一部改正)

2 泉南市特別会計条例（昭和39年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第 11 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日からの健康福祉部の組織再編に伴い、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例

泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 福祉保険部

第1条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康子ども部

第2条健康福祉部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項を同条福祉保険部の項とし、同項の次に次の1項を加える。

健康子ども部

(1) 保健衛生に関すること。

(2) 児童の福祉及び育成に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（泉南市議会委員会条例の一部改正）

2 泉南市議会委員会条例（平成13年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項厚生文教常任委員会中「健康福祉部」を「福祉保険部」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号と

し、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 健康子ども部の所管に属する事項

議案第12号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会の設置及び当該委員の報酬を定めるとともに、名称を変更した附属機関の整理を行い、目的を達成した附属機関について廃止をする必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市行政評価第三者評価委員会の項の次に次のように加える。

泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る 第三者委員会	し尿くみとり券処理業務の改善に関する事項
--------------------------------	----------------------

別表第1 泉南市高齢者保健福祉計画推進委員会の項中「高齢者保健福祉」を「地域包括ケア」に改め、同表泉南市立公立保育所民営化検討委員会の項及び泉南市立保育所指定候補者選定委員会の項を削る。

別表第2 泉南市学校プール一般開放安全委員会の項を削る。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表泉南市行政評価第三者評価委員会委員の項の次に次のように加える。

泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会委員(委員長)	日額 50,000円
泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会委員(その他の委員)	日額 7,500円

別表高齢者保健福祉計画推進委員会委員の項中「高齢者保健福祉」を「地域包括ケア」に改め、同表公立保育所民営化

検討委員会委員の項、保育所指定候補者選定委員会委員の項及び学校プール一般開放安全委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「された職員」の次に「及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を、「除く。）」の次に「を除く。以下同じ。）」を加える。

(泉南市職員定数条例の一部改正)

第2条 泉南市職員定数条例（昭和49年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例（昭和32年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「越えない」を「超えない」に改め、同条第2項中「あつても」を「あつても」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年泉南市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬)」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年泉南市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第16条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年泉南市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第23条第1項」の次に「又は会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第 号)第13条第1項若しくは第22条第1項」を加え、同条第2項中「いる職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第8条 職員の厚生制度に関する条例(平成17年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第 号)

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第9条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表青少年指導員の項及び火葬従事職員の項を削り、同表市医及び校医(内科、歯科)の項の次に次のように加える。

産業医	市長が定める額
-----	---------

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年泉南市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用職員及び任期付職員」を「再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第12条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)第26条及び会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年泉南市条例第 号)第14条の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

第2条第2項を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第13条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第14号

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

引き続き、固定資産税特例措置を行い、本市における三世代同居等の形成を支援し、高齢者の孤立防止、子育て支援及び女性の社会進出の促進を図るため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例の一部を改正する条例

泉南市三世代同居等支援のための固定資産税特例措置に関する条例（平成27年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「平成31年」を「令和6年」に改める。

第5条中「法第15条の7」を「第15条の7」に改める。

附則第2項中「平成38年」を「令和13年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

令和元年5月31日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の一部訂正に伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」に改める。

第36条第3項中「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第50条中「この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」を「同じ。））」に改める。

第51条第3項中「除く。次条第3項において同じ。」を「除く。」に改め、同項前段中「含む。」の次に「次条第3項において同じ。」を加え、同項中「含む。））」の次に「、「同号」とあるのは「同項第3号」と」を加える。

第52条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、本市関係条例においても所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定める放課後児童支援員の基準に係る経過措置の終了に伴い、本市において所要の規定を整備するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「修了したもの」の次に「又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているもの」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第18号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正により、償還金の支払猶予及び償還免除にかかる調査権限の新設並びに償還免除の対象範囲の拡大が行われたこと等に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

泉南市国民健康保険条例の制定について

泉南市国民健康保険条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成29年12月1日に策定された「大阪府国民健康保険運営方針」において、府内の保険料率及び賦課方式を「保険料」に統一すると決定されたことにより、本市国民健康保険条例の全部改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険条例

泉南市国民健康保険条例（昭和34年泉南市条例第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 本市が行う国民健康保険の事務（第1条）
- 第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条）
- 第3章 被保険者（第3条）
- 第4章 保険給付（第4条—第8条）
- 第5章 保健事業（第9条—第11条）
- 第6章 保険料（第12条—第49条）
- 第7章 罰則（第50条—第53条）

附則

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

（本市が行う国民健康保険の事務）

第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、泉南市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）と

する。

2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

3 前2項に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第3章 被保険者

(被保険者とししない者)

第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

第4章 保険給付

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する一部負担金を当該医療機関等に支払わなければならない。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合は、420,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）、又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（精神・結核医療給付金）

第7条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療
- (2) 結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条に規定する医療又は第37条の2に規定する医療

2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けられる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により負担される額その他の法令により受けられる給付により負担される額を控除した額とする。

3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し、精神・結核医療給付金の支払があったものとみなす。

(療養給付期間)

第8条 同一の疾病又は負傷及びこれによって発生した疾病に関する療養の給付の期間は転帰までとする。

第5章 保健事業

(保健事業)

第9条 本市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第10条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別にこれを定める。

第11条 被保険者でない者に、第9条の保健事業を利用させる場合における利用料については別に定める。

第6章 保険料

(保険料の賦課)

第12条 国民健康保険料（以下「保険料」という。）は、被保険者の属する世帯の世帯主から徴収する。

(保険料の賦課額)

第13条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和3

3年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
- イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

（ア） 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）

第6条第6項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）

（イ） 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額

（ウ） 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第15条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業

所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分し

て計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第17条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率
 - (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
 - イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第18条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所

得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第19条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第20条 第18条の被保険者均等割額は、第17条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第21条 第18条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定める額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条第1項第3号イに定める額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条第1項第3号ウに定める額

（基礎賦課限度額）

第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第23条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第40条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第24条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第25条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第26条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第27条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第28条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第26条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第29条 第27条の被保険者均等割額は、第26条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第30条 第27条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第26条第1項第3号アに定める額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号イに定める額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第26条第1項第3号ウに定める額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。)は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納

付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額
(介護納付金賦課額)

第33条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第34条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第35条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第36条 第33条の介護納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

(賦課期日)

第37条 保険料の賦課期日は4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第38条 普通徴収に係る保険料の納期は、6月から翌年3月までの各月の末日とする。ただし、12月に限り翌年1月4日とする。

2 次条の規定により、保険料の額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額又は第33条の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定

のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)

現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下

この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に280,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に510,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 2 第17条第2項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条の額」とあるのは「第31条の額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条の額」とあるのは「第36条の額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第41条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(保険料の額の通知)

第42条 保険料の額が定まったときは、市長は、すみやかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

第43条 保険料を納期限までに納付しない納付義務者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第44条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した額に相当する延滞金を納付しなければならない。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに当該保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(過誤納金の還付等)

第45条 市長は、保険料の納付義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合は、これを当該納付義務者に還付する。ただし、当該納付義務者について未納に係る他の徴収金があるときは、これをあてることができる。

(徴収猶予)

第46条 市長は、保険料の納付義務者が災害その他特別の理由によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合において、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限って徴収を猶予することができる。

(保険料の減免)

第47条 市長は、災害若しくは貧困等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第48条 保険料の納付義務者である世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納付義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納付義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

(保険料に関する申告)

第49条 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

第7章 罰則

第50条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3

項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第51条 世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第52条 偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第53条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して10日以上経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和49年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表市税及び国民健康保険税事務従事手当の項、手当種別の欄中「及び国民健康保険税」を削り、同項支給対象の欄中「及び国民健康保険税の賦課徴収」を削る。

(泉南市国民健康保険税条例の廃止)

3 泉南市国民健康保険税条例(昭和41年泉南市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった

国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和2年度から令和5年度までにおける一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)

5 令和2年度から令和5年度までの年度分における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第17条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課額（第40条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た額
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（国民健康保険法（以下「法」という。）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

(令和2年度から令和5年度までにおける退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例)

- 6 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第19条の規定の適用については、同条中「第17条第1項第1号」とあるのは「附則第5項第1号」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の特例)

- 7 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第20条の規定の適用については、同条中「第17条第1項第2号」とあるのは「附則第5項第2号」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

- 8 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第21条の規定の適用については、同条第1号中「第17条第1項第3号ア」とあるのは「附則第5項第3号ア」とし、同条第2号中「第17条第1項第3号イ」とあるのは「附則第5項第3号イ」とし、同条第3号中「第17条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第5項第3号ウ」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける基礎賦課限度額の特例)

- 9 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第22条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

- 10 令和2年度から令和5年度までの年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第40条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」と

いう。)の市長が告示する割合に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における一般被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

(令和2年度から令和5年度までにおける退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

1 1 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第28条の規定の適用については、同条中「第26条第1項第1号」とあるのは「附則第10項第1号」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける退職者被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定の特例)

1 2 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第29条の規定の適用については、同条中「第26条第1項第2号」とあるのは「附則第10項第2号」とする。

(令和2年度から令和5年度までにおける退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

1 3 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第30条の規定の適用については、同条第1号中「第26

条第1項第3号ア」とあるのは「附則第10項第3号ア」とし、同条第2号中「第26条第1項第3号イ」とあるのは「附則第10項第3号イ」とし、同条第3号中「第26条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第10項第3号ウ」とする。
(令和2年度から令和5年度までにおける後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

1.4 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第31条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和2年度から令和5年までにおける介護納付金賦課額の保険料率の特例)

1.5 令和2年度から令和5年度までの介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率については、第35条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課額(第40条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)の市長が告示する割合に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額

(令和2年度から令和5年度までにおける介護納付金賦課限度額の特例)

1.6 令和2年度から令和5年度までの年度分の保険料における第36条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課

期日において施行されている」とする。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 17 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第40条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

（延滞金の割合の特例）

- 18 当分の間、第44条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第20号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

市営住宅の入居に際しての保証人を不要とすること及び共益費に係る条文の整理を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「入居者の費用負担」を「共益費、入居者の費用負担」に改める。

第4条第1項第4号並びに第8条第2項第1号及び第4項中「保証人」を「緊急連絡人」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 共益費、入居者の費用負担及び保管義務等

第19条を第19条の2とし、第2章第3節中同条の前に次の1条を加える。

（共益費の徴収等）

第19条 市長は、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認める費用（以下「共益費」という。）を、入居者から徴収することができる。

2 第16条の規定は前項の共益費について、準用する。

第27条第1項第2号及び第34条中「第19条」を「第19条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第4条の改正規定及び第8条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 21 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

下水道排水設備工事責任技術者の登録業務について、大阪府下水道協会において一元化して実施することに伴い、所要の措置等を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成5年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(14) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。

第7条の2第2号を次のように改める。

(2) 営業所において専属となる責任技術者を1人以上有していること。

第7条の4及び第7条の5を削る。

第7条の6中「当該登録を取り消し、又は期間を定めて当該登録の効力を停止することができる。」を「当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。」に改め、同条を第7条の4とし、第7条の7を第7条の5とする。

第23条第1号中「泉南市水道事業給水条例（昭和46年条例第27号）第21条」を「大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年条例第2号）第28条」に改める。

第27条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の泉南市下水道条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により指定を受けている指定業者は、当該指定に係る有効期間内に限り、改正後の泉南市下水道条例第7条の規定により指定を受けた指定業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第7条の4の規定により下水道排水設備工事責任技術者証の交付を受けている責任技術者は、当該登録に係る有効期間内に限り、大阪府下水道協会の登録を受け、証書の交付を受けた責任技術者とみなす。

議案第 22 号

令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,735 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,751,488 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,927,162	64,194	2,991,356
	1 地方交付税	2,927,162	64,194	2,991,356
15 国庫支出金		4,367,662	130,397	4,498,059
	1 国庫負担金	3,736,070	128,644	3,864,714
	2 国庫補助金	615,432	1,753	617,185
16 府支出金		1,927,073	104,444	2,031,517
	1 府負担金	1,296,933	102,757	1,399,690
	2 府補助金	451,195	1,687	452,882
18 寄附金		296,200	100	296,300
	1 寄附金	296,200	100	296,300
21 市債		2,809,688	1,600	2,811,288
	1 市債	2,809,688	1,600	2,811,288
歳入合計		24,450,753	300,735	24,751,488

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,119,106	837	2,119,943
	1 総務管理費	1,527,032	2,637	1,529,669
	2 徴税費	299,911	△ 1,800	298,111
3 民生費		10,892,924	313,798	11,206,722
	1 社会福祉費	3,345,750	198,072	3,543,822
	2 児童福祉費	3,874,628	53,251	3,927,879
	3 生活保護費	2,014,808	1,232	2,016,040
	4 国民健康保険費	803,895	60,793	864,688
	5 介護保険費	853,843	450	854,293
7 土木費		1,671,171	0	1,671,171
	4 都市計画費	1,233,372	0	1,233,372
9 教育費		2,427,164	1,100	2,428,264
	5 社会教育費	433,892	100	433,992
	6 保健体育費	80,492	1,000	81,492
10 公債費		3,652,442	△ 15,000	3,637,442
	1 公債費	3,652,442	△ 15,000	3,637,442
歳 出	合 計	24,450,753	300,735	24,751,488

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
障害福祉計画策定業務委託事業 (令和元年度)	令和元年度～ 令和2年度	6, 1 8 2 千円
高齢者保健福祉計画策定業務委託事業 (令和元年度)	令和元年度～ 令和2年度	3, 6 3 0 千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公園整備事業	千円 4,800	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 6,400	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

令和元年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	2,927,162	64,194	2,991,356			
(1)	地方交付税	2,927,162	64,194	2,991,356			
	1)				1.		普通交付税
	地方交付税	2,927,162	64,194	2,991,356	地方交付税	64,194	
15	国庫支出金	4,367,662	130,397	4,498,059			
(1)	国庫負担金	3,736,070	128,644	3,864,714			
	1)				1.		障害者自立支援給付費負担金
	民生費国庫負担金	3,696,094	128,644	3,824,738	社会福祉費負担金	99,036	
					2.		児童扶養手当負担金 527
					児童福祉費負担金	25,011	障害児施設給付費等負担金 24,484
					4.		保険基盤安定負担金
					国民健康保険費負担金	4,597	
(2)	国庫補助金	615,432	1,753	617,185			
	2)				1.		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	民生費国庫補助金	314,676	1,753	316,429	社会福祉費補助金	1,753	
16	府支出金	1,927,073	104,444	2,031,517			
(1)	府負担金	1,296,933	102,757	1,399,690			
	1)				1.		障害者自立支援給付費負担金
	民生費府負担金	1,276,946	102,757	1,379,703	社会福祉費負担金	49,518	
					2.		障害児施設給付費等負担金
					児童福祉費負担金	12,242	
					4.		保険基盤安定負担金
					国民健康保険費負担金	40,997	
(2)	府補助金	451,195	1,687	452,882			

款 16 府支出金 項 2 府補助金

款 16 府支出金 項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費府補助金	319,153	1,687	320,840	2. 児童福祉費補助金	1,350	ひとり親家庭医療費補助金
					3. 介護保険費補助金	337	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業費補助金
18 寄附金		296,200	100	296,300			
(1) 寄附金		296,200	100	296,300			
	3) 教育費寄附金	0	100	100	1. 社会教育費寄附金	100	図書購入寄附金
21 市債		2,809,688	1,600	2,811,288			
(1) 市債		2,809,688	1,600	2,811,288			
	5) 土木債	106,100	1,600	107,700	3. 都市計画債	1,600	公園整備事業債
歳 入 合 計		24,450,753	300,735	24,751,488			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,119,106	837	2,119,943	875	△38	
				国庫支出金 875		
(1) 総務管理費	1,527,032	2,637	1,529,669	875	1,762	
				国庫支出金 875		
2) 人事管理費	336,549	1,021	337,570	875	146	
				国庫支出金 875		
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	△1,286	
				13. 委託料	2,307	
[1] 人件費事業	315,143	0	315,143	875	△875	人事課
				国庫支出金 875 [社会福祉費補助金 875]		
[2] 人事管理・給与支給事業	6,948	2,307	9,255		2,307	人事課
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	2,307	人事情報総合システム改修委託料
[4] 職員福利厚生事業	10,536	△1,286	9,250		△1,286	人事課
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	△1,286	健康診断料
4) 行政管理費	20,067	428	20,495		428	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	325	
				9. 旅費	100	
				12. 役務費	3	
[2] 行政事務事業	3,239	428	3,667		428	総務課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	325	泉南市し尿くみとり券処理業務の改善に係る第三者委員会委員報酬

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				9. 旅費	100	費用弁償 83 普通旅費 17
				12. 役務費	3	郵便料
10) 情報管理費	150,737	1,188	151,925		1,188	
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,188	
[4] 行政LAN事業	29,599	1,188	30,787		1,188	総務課
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,188	電算システム改修委託料
(2) 徴税費	299,911	△1,800	298,111		△1,800	
1) 賦課費	178,505	△1,800	176,705		△1,800	
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	△1,800	
[2] 市税賦課事務事業	76,738	△1,800	74,938		△1,800	税務課
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	△1,800	測量・調査等委託料 △577 空港島課税に伴う標準地比準割合調査業務委託料 △16 航空写真撮影業務委託料 △379 評価基図作成業務委託料 △792 固定資産標準宅地時点修正業務委託料 △36
3 民生費	10,892,924	313,798	11,206,722	233,966	79,832	
				国庫支出金		
				129,522		
				府支出金		
				104,444		
(1) 社会福祉費	3,345,750	198,072	3,543,822	148,554	49,518	
				国庫支出金		
				99,036		
				府支出金		
				49,518		

8) 障害福祉費	1,630,752	198,072	1,828,824	148,554	49,518	
				国庫支出金		
				99,036		
				府支出金		
				49,518		
節 区 分	金 額					
20. 扶助費		198,072				
[4] 障害者自立支援 給付事業	1,373,560	198,072	1,571,632	148,554	49,518	障害福祉課
				国庫支出金		
				99,036		
				[社会福祉費負担金		
				99,036]		
				府支出金		
				49,518		
[社会福祉費負担金						
49,518]						
節 区 分	金 額					
20. 扶助費		198,072		短期入所給付費	△866	
				補装具給付費	2,642	
				児童補装具給付費	1,358	
				療養介護給付費	2,228	
				就労移行支援給付費	△12,165	
				生活介護給付費	53,000	
				施設入所支援給付費	5,606	
				居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護給付費	9,156	
				就労継続支援給付費	66,809	
				計画相談支援給付費	1,800	
				自立訓練給付費	8,140	
				共同生活援助給付費	60,088	
				就労定着支援給付費	276	
(2) 児童福祉費	3,874,628	53,251	3,927,879	38,603	14,648	
				国庫支出金		
				25,011		
府支出金						
13,592						

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源		
3) 母子福祉費	373,199	1,583	374,782	527	1,056		
				国庫支出金			
				527			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶助費	1,583		
[1] 児童扶養手当事業	356,002	1,583	357,585	527	1,056	生活福祉課	
				国庫支出金			
				527			
				[児童福祉費負担金 527]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶助費	1,583	児童扶養手当費	
4) ひとり親家庭医療費	41,988	2,700	44,688	1,350	1,350		
				府支出金			
				1,350			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶助費	2,700		
[1] ひとり親家庭医療助成事業	41,988	2,700	44,688	1,350	1,350	生活福祉課	
				府支出金			
				1,350			
				[児童福祉費補助金 1,350]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶助費	2,700	ひとり親家庭医療助成費	
9) 障害児通所給付費	435,985	48,968	484,953	36,726	12,242		
				国庫支出金			
				24,484			

				府支出金 12,242		
				節 区 分	金 額	
				20. 扶助費	48,968	
[1] 障害児通所給付事業	435,985	48,968	484,953	36,726	12,242	保育子育て支援課
				国庫支出金 24,484 [児童福祉費負担金 24,484]		
				府支出金 12,242 [児童福祉費負担金 12,242]		
				節 区 分	金 額	
				20. 扶助費	48,968	放課後等デイサービス給付費 46,698 保育所等訪問支援給付費 2,270
(3) 生活保護費	2,014,808	1,232	2,016,040	878	354	
				国庫支出金 878		
1) 生活保護費	2,014,808	1,232	2,016,040	878	354	
				国庫支出金 878		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,232	
[2] 生活保護事業	1,911,333	1,232	1,912,565	782	450	生活福祉課
				国庫支出金 782 [社会福祉費補助金 782]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,232	電算システム改修委託料
[3] セーフティネット支援対策等事業	15,144	0	15,144	96	△96	生活福祉課

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 96 [社会福祉費補助金 96]		
(4) 国民健康保険費	803, 895	60, 793	864, 688	45, 594	15, 199	
				国庫支出金 4, 597		
				府支出金 40, 997		
1) 国民健康保険費	803, 895	60, 793	864, 688	45, 594	15, 199	
				国庫支出金 4, 597		
				府支出金 40, 997		
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	60, 793	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	803, 895	60, 793	864, 688	45, 594	15, 199	保険年金課
				国庫支出金 4, 597 [国民健康保険費負担金 4, 597]		
				府支出金 40, 997 [国民健康保険費負担金 40, 997]		
				節 区 分	金 額	
				28. 繰出金	60, 793	国民健康保険事業特別会計繰出金
(5) 介護保険費	853, 843	450	854, 293	337	113	

				府支出金 337		
1) 介護保険費	853,843	450	854,293	337	113	
				府支出金 337		
				節 区 分 金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	450	
[2] 社会福祉法人減 免措置事業	963	450	1,413	337	113	長寿社会推進課
				府支出金 337 [介護保険費補助金 337]		
				節 区 分 金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	450	社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金
7 土木費	1,671,171	0	1,671,171	1,600	△1,600	
				地方債 1,600		
(4) 都市計画費	1,233,372	0	1,233,372	1,600	△1,600	
				地方債 1,600		
4) 公園管理費	50,186	0	50,186	1,600	△1,600	
				地方債 1,600		
[2] 公園緑地等維持 管理事業 (住宅 公園課)	41,225	0	41,225	1,600	△1,600	住宅公園課
				地方債 1,600 [都市計画債 1,600]		
9 教育費	2,427,164	1,100	2,428,264	100	1,000	
				寄付金 100		

款 9 教育費 項 5 社会教育費

款 9 教育費 項 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(5) 社会教育費	433,892	100	433,992	100		
				寄付金		
				100		
9) 図書館及びホール費	97,380	100	97,480	100		
				寄付金		
				100		
				節 区 分	金 額	
				18. 備品購入費	100	
[2] 図書館運営事業	32,364	100	32,464	100		文化振興課
				寄付金		
				100		
				[社会教育費寄附金		
				100]		
				節 区 分	金 額	
				18. 備品購入費	100	図書購入費
(6) 保健体育費	80,492	1,000	81,492		1,000	
2) 保健体育推進費	7,983	1,000	8,983		1,000	
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	1,000	
[6] 関西ワールドマ スターズゲーム ズ開催事業	4,257	1,000	5,257		1,000	生涯学習課
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	1,000	消耗品費 886 印刷製本費 114
10 公債費	3,652,442	△15,000	3,637,442		△15,000	
(1) 公債費	3,652,442	△15,000	3,637,442		△15,000	
2) 利子	249,321	△15,000	234,321		△15,000	
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	△15,000	

[1] 市債管理事業 (利子)	247,321	△15,000	232,321		△15,000	財政課
				節 区 分	金 額	
				23. 償還金、利子及び 割引料	△15,000	市債利子償還金
歳 出 合 計	24,450,753	300,735	24,751,488			
				国庫支出金 130,397		
				府支出金 104,444		
				地方債 1,600		
				寄付金 100		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計				
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,943	千円 10,153	千円 1,438	千円 672	千円 36,206	千円 6,896	千円 43,102	その他の手当 通勤手当 24千円 単身赴任手当 648千円
	議 員	15	82,072	0	34,839	0	0	116,911	30,097	147,008	
	その他の 特別職	1,113	66,104	0	0	0	0	66,104	0	66,104	
	計	1,131	148,176	23,943	44,992	1,438	672	219,221	36,993	256,214	
補正前	長 等	3	0	23,943	10,153	1,438	672	36,206	6,896	43,102	その他の手当 通勤手当 24千円 単身赴任手当 648千円
	議 員	15	82,072	0	34,839	0	0	116,911	30,097	147,008	
	その他の 特別職	1,110	65,779	0	0	0	0	65,779	0	65,779	
	計	1,128	147,851	23,943	44,992	1,438	672	218,896	36,993	255,889	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	3	325	0	0	0	0	325	0	325	
	計	3	325	0	0	0	0	325	0	325	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,835,600	15,418,463	2,837,200	15,420,063
(1) 土 木	106,100	2,641,869	107,700	2,643,469
計	3,863,988	27,932,180	3,865,588	27,933,780

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,938,042		8,938,042	36.1
2 地方譲与税	157,900		157,900	0.6
3 利子割交付金	15,100		15,100	0.1
4 配当割交付金	49,700		49,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,700		45,700	0.2
6 地方消費税交付金	1,173,100		1,173,100	4.7
7 ゴルフ場利用税交付金	44,100		44,100	0.2
8 自動車取得税交付金	33,900		33,900	0.1
9 環境性能割交付金	19,700		19,700	0.1
10 地方特例交付金	50,496		50,496	0.2
11 地方交付税	2,927,162	64,194	2,991,356	12.1
12 交通安全対策特別交付金	9,338		9,338	—
13 分担金及び負担金	212,208		212,208	0.9
14 使用料及び手数料	351,244		351,244	1.4
15 国庫支出金	4,367,662	130,397	4,498,059	18.2
16 府支出金	1,927,073	104,444	2,031,517	8.2
17 財産収入	35,907		35,907	0.1
18 寄附金	296,200	100	296,300	1.2
19 繰入金	770,633		770,633	3.1
20 諸収入	209,551		209,551	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,809,688	1,600	2,811,288	11.4
22 繰越金	6,349		6,349	—
歳入合計	24,450,753	300,735	24,751,488	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	215,081		215,081	0.9
2 総務費	2,119,106	837	2,119,943	8.6
3 民生費	10,892,924	313,798	11,206,722	45.3
4 衛生費	1,666,857		1,666,857	6.7
5 農林水産業費	181,948		181,948	0.7
6 商工費	84,876		84,876	0.3
7 土木費	1,671,171	0	1,671,171	6.8
8 消防費	926,524		926,524	3.7
9 教育費	2,427,164	1,100	2,428,264	9.8
10 公債費	3,652,442	△15,000	3,637,442	14.7
11 諸支出金	584,360		584,360	2.4
12 予備費	20,000		20,000	0.1
13 災害復旧費	8,300		8,300	—
歳 出 合 計	24,450,753	300,735	24,751,488	100.0

議案第23号

令和元年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第2号）

令和元年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		43,981	6,970	50,951
	2 財産売払収入	8,550	6,970	15,520
歳入	合計	344,266	6,970	351,236

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		15,806	1,465	17,271
	1 総務管理費	15,806	1,465	17,271
2 予備費		328,460	5,505	333,965
	1 予備費	328,460	5,505	333,965
歳出	合計	344,266	6,970	351,236

令和元年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1							
財産収入		43,981	6,970	50,951			
(2)							
財産売払収入		8,550	6,970	15,520			
	1)				1.		
	不動産売払収入	8,550	6,970	15,520	土地売払収入	6,970	樽井7丁目土地売払収入
歳 入 合 計		344,266	6,970	351,236			

款 1 財産収入 項 2 財産売払収入

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	15,806	1,465	17,271		1,465	
(1) 総務管理費	15,806	1,465	17,271		1,465	
1) 財産管理費	15,806	1,465	17,271		1,465	
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	1,465	
[1] 財産管理事業	15,806	1,465	17,271		1,465	行革・財産活用室
				節 区 分	金 額	
				8. 報償費	1,465	弁護士報酬
2 予備費	328,460	5,505	333,965		5,505	
(1) 予備費	328,460	5,505	333,965		5,505	
1) 予備費	328,460	5,505	333,965		5,505	
[1] 予備費事業	328,460	5,505	333,965		5,505	行革・財産活用室
歳 出 合 計	344,266	6,970	351,236			

議案第 2 4 号

令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2, 7 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 8 3, 1 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府支出金		5,408,822	1,980	5,410,802
	1 府補助金	5,408,822	1,980	5,410,802
5 繰入金		803,895	60,793	864,688
	1 他会計繰入金	803,895	60,793	864,688
歳入	合計	7,720,369	62,773	7,783,142

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		133,867	1,980	135,847
	2 徴税費	21,494	1,980	23,474
3 国民健康保険事業費納付金		2,205,832	0	2,205,832
	1 医療給付費分	1,604,803	0	1,604,803
	2 後期高齢者支援金等分	443,181	0	443,181
	3 介護納付金分	157,848	0	157,848
8 予備費		59,655	60,793	120,448
	1 予備費	59,655	60,793	120,448
歳 出	合 計	7,720,369	62,773	7,783,142

令和元年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4							
府支出金		5,408,822	1,980	5,410,802			
(1)							
府補助金		5,408,822	1,980	5,410,802			
	1)				2.		府繰入金
	保険給付費等交付金	5,408,822	1,980	5,410,802	保険給付費等交付金(特別交付金)	1,980	
5							
繰入金		803,895	60,793	864,688			
(1)							
他会計繰入金		803,895	60,793	864,688			
	1)				1.		保険基盤安定繰入金
	一般会計繰入金	803,895	60,793	864,688	保険基盤安定繰入金	60,793	
歳 入 合 計		7,720,369	62,773	7,783,142			

款 5 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	133,867	1,980	135,847	1,980		
				府支出金		
				1,980		
(2) 徴税費	21,494	1,980	23,474	1,980		
				府支出金		
				1,980		
1) 賦課徴収費	21,494	1,980	23,474	1,980		
				府支出金		
				1,980		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,980	
[1] 保険税収納管理 事務事業	21,494	1,980	23,474	1,980		保険年金課
				府支出金		
				1,980		
				[保険給付費等交付 金 (特別交付金) 1,980]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,980	電算委託料
3 国民健康保険事 業費納付金	2,205,832	0	2,205,832	60,793	△60,793	
				繰入金		
				60,793		
(1) 医療給付費分	1,604,803	0	1,604,803	40,793	△40,793	
				繰入金		
				40,793		
1) 一般被保険者医 療給付費分	1,604,574	0	1,604,574	40,793	△40,793	
				繰入金		
				40,793		

[1] 納付金（一般被 保険者医療給付 費分）事業	1,604,574	0	1,604,574			保険年金課
				40,793	△40,793	
(2) 後期高齢者支援 金等分	443,181	0	443,181	繰入金		
				40,793 [保険基盤安定繰入 金 40,793]		
1) 一般被保険者後 期高齢者支援金 等分	443,103	0	443,103	繰入金		
				10,000	△10,000	
[1] 納付金（一般被 保険者後期高齢 者支援金等分） 事業	443,103	0	443,103	繰入金		
				10,000 [保険基盤安定繰入 金 10,000]	△10,000	保険年金課
(3) 介護納付金分	157,848	0	157,848	繰入金		
				10,000	△10,000	
1) 介護納付金分	157,848	0	157,848	繰入金		
				10,000	△10,000	
[1] 納付金（介護分 ）事業	157,848	0	157,848	繰入金		
				10,000	△10,000	保険年金課
				繰入金		
				10,000		

款 3 国民健康保険事業費納付金 項 3 介護納付金分

款 3 国民健康保険事業費納付金 項 3 介護納付金分

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[保険基盤安定繰入金 10,000]		
8 予備費	59,655	60,793	120,448		60,793	
(1) 予備費	59,655	60,793	120,448		60,793	
1) 予備費	59,655	60,793	120,448		60,793	
[1] 予備費	59,655	60,793	120,448		60,793	保険年金課
歳 出 合 計	7,720,369	62,773	7,783,142			
				府支出金 1,980		
				繰入金 60,793		

議案第 25 号

令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定業務委託事業 (令和元年度)	令和元年度～ 令和2年度	3,025千円

議案第 26 号

平成 30 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 27 号

平成 30 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 28 号

平成 30 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 29 号

平成 30 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 30 号

平成 30 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 31 号

平成 30 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 32 号

平成 30 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 33 号

平成 30 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 34 号

平成 30 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 35 号

平成 30 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 36 号

平成 30 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 37 号

平成 30 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 38 号

平成 30 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 39 号

平成 30 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 12 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第40号

平成30年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年12月4日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 4 1 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 4 2 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 4 3 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 4 4 号

平成 3 0 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 3 0 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

令和元年 1 2 月 4 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

